

## 記者発表資料

令和5年3月31日  
九州地方整備局  
長崎河川国道事務所

## 刈草を無償提供します！

長崎河川国道事務所 雲仙砂防管理センターでは、水無川の砂防施設管理のために毎年行っている導流堤の除草で発生する刈草の有効活用を目的として、刈草の無償提供を行います。

刈草をご希望の方は下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

また、砂防指定地入域届出書が必要となりますので、長崎河川国道事務所のホームページから本資料を印刷しご記入していただくか、雲仙砂防管理センターまでお越しいただいた際に届出書をお渡しいたしますのご記入をお願いします。

↓ 長崎河川国道事務所のホームページ ↓

<http://www.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/>

### お問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 砂防課(雲仙砂防管理センター)

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4

TEL : 0957-64-4171 FAX : 0957-64-4127

砂防課 係長

伊藤 慎

砂防課 担当

姫野 徳人

# ～刈草の引き取り希望者を募集します～

長崎河川国道事務所 雲仙砂防管理センターでは、水無川の砂防施設管理のために毎年行っている導流堤の除草で発生する刈草の有効活用を目的として、発生した刈草を希望者に**無償**で提供いたします。

ご希望の方は、引取りにおける条件と注意事項をご理解のうえお申し込み下さい。

## 《 引き取り条件及び注意事項 》

- ・刈草をご希望される方は「砂防指定地入域届出書」の提出が必要となります。提出方法は事前にFAXしていただくか、刈草受取日に職員へのご提出をお願いします。
- ・刈草の積込・運搬は申し込み者にて行ってください。
- ・刈草を自ら利用する方に限ります。(転売目的の方への提供はできません)
- ・申し込み順に提供します。(申し込み多数の場合は提供できない場合があります)
- ・刈草の積込・運搬時に、導流堤等の施設に損傷を与えないようお願いします。
- ・刈草には、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります
- ・刈草の積込・運搬は、平日9時～16時までとします。(降雨等により作業できない場合があります)

[※詳細は別紙の『砂防指定地入域届出書』及び『刈草の引き取り条件及び注意事項』をご覧ください。](#)

《 申込〆切 》 令和5年4月21日(金)まで

## 《 申し込み・問い合わせ先 》

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 雲仙砂防管理センター  
〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4  
【TEL】0957-64-4171 【FAX】0957-64-4127

## 砂防指定地入域届出書

国土交通省 九州地方整備局  
長崎河川国道事務所長 殿

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

目 的 : 砂防指定地内における刈草の積込及び運搬作業

用 途 : 家畜の飼料・敷きワラ・堆肥・その他 ( )  
※上記から選択してください。

希望数量 : \_\_\_\_\_  
※目安で結構です (例: 2tトラック〇台分など)

希望期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  
※作業期間は令和5年4月21日までとします。

連絡先 : \_\_\_\_\_  
(責任者) ※責任者の緊急連絡先 (携帯番号) を記載ください。

そ の 他 : 引き取った刈草は、不法投棄や転売をしないよう責任を持って管理し、  
本書記載事項ならびに「刈草の引き取り条件及び注意事項」に基づき  
行うとともに、有効利用することを確約します。

## 【刈草の引き取り条件及び注意事項】

1. 刈草の積込・運搬は申請者にて行ってください。
2. 引き取り場所は砂防指定地内となっているため「[砂防指定地入域届出書](#)」の提出が必要となります。届出書については長崎河川国道事務所のホームページから本資料を印刷しご記入していただくか、雲仙砂防管理センターまでお越しいただいた際に届出書をお渡しいたしますので、ご記入をお願いします。  
※届出書は手書きでも可能です。
3. 引き取り後の刈草は、自ら利用してください。  
不法投棄ならびに転売など営利目的に使用しないでください。
4. 刈草は申し込み順に提供しますので、申し込み多数の場合は、希望する量が確保できない、または、提供ができない場合があります。
5. 積込・運搬時に導流堤等の施設に損傷を与えないようお願いいたします。  
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において長崎河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
6. 除草作業実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取りきれないゴミ等の異物が混入している場合があります。引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。
7. 搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。また、飛散した場合には清掃を行ってください。
8. 刈草には、いろいろな種類の草が混在しております。  
希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、長崎河川国道事務所は一切の責任を負いません。
9. 刈草は積込や梱包は行っておりません。（現地において個人での積込、梱包をお願いします）。

10. 刈草の積込・運搬は、土日祝日以外の平日9時～16時までとし、職員が引き取り場所までご案内します。また、降雨、地震の発生等により作業ができない場合がありますので、その際は砂防指定地入域届出書に記載の電話番号にご連絡させていただきます。
11. 刈草の積込場所は砂防指定地内であり、工事を行っている可能性があるため、工事用車両に十分注意をお願いします。

# 引き取り場所



砂防指定地 6条

# 刈草写真

